

**今回のテーマ：年休5日が、取得義務！？**

Q.来年度の労働基準法改正で年次有給休暇を5日従業員に付与しなければならないと聞きました。注意点等、教えていただけますか？

A.平成30年6月29日、働き方改革関連法案が成立しました。その中で、年次有給休暇の一定日数の確実な取得が求められることとなります。「使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）」となります。

よって、従業員本人がすでに自主的に年次有給休暇を5日取得している場合には、会社は別途、年次有給休暇を強制的に取得させる義務はありません。また、5日以上確実な取得を求められるのは、あくまで「10日以上年次有給休暇が付与される労働者」のみです。そもそも、週に2日だけ出勤義務があるなどのパートタイマーは法律上、10日以上年次有給休暇が付与されませんので、上記の適用からの除外者とはなりません。

なお、年次有給休暇は、年休管理簿の備え付けを求められることにも留意する必要があります。

**働き方改革関連法案成立で年次有給休暇の取得が義務付け！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール  
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。  
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**